

南山台東面整備(第5工区)推進工修正設計業務委託仕様書

第1章 業務概要

1. 業務概要

南山台東団地の下水道面整備のため、工事発注に必要な推進工に関する資料及び設計図書を作成する業務である。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 現地踏査 一式
- (2) 下水道設計 推進工(刃口・小口径) L=0.026km

3. その他特記事項

本業務において実施する詳細設計に際し、別途貸与する「下委第28-4号 南山台東面整備実施設計業務委託」及び「下委第30-6号 南山台東面整備修正設計業務委託」成果品資料を有効活用した中で業務遂行を図るものとする。

第2章 総 則

1. 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書の作成を行うことを目的とする。

2. 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等を伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6. 秘密の保守

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、御嵩町委託業務契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 業務計画書
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者及び照査技術者、担当技術者届
- (ニ) 業務経歴書及びTECRISの写し
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書(成果品)
- ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、上下水道部門(下水道)の技術士、又は RCCM(下水道)の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない

10. 入札参加者

入札者は、岐阜県内に本店、支店または営業所等を有すること。ただし、本店、支店又は営業所等が御嵩町競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。かつ、営業種目において「下水道部門」が登録されていること。

11. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に御嵩町の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、御嵩町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

13. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、御嵩町、受託者の協議の上、これを定める。

第2章 調 査

1. 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

3. 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

4. 公私道調査

道路、水路等について、公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第3章 設計一般

1. 打合わせ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。

(2)設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と御嵩町は打合わせを行うものとしその結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計基準等

設計に当たっては、御嵩町の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について御嵩町と協議の上、定めるものとする。

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

6. 参考資料の貸与

御嵩町は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

7. 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(詳細設計)

1. 設計図の作成

次に示す設計図を作成する。

(1)位置図、(2)系統図、(3)平面図、(4)詳細平面図、(5)縦断面図、(6)横断面図、(7)構造図、(8)仮設図

2. 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、御嵩町と十分打合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

3. 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4. 工事費積算

前述までの検討結果に基づき、工事設計書、見積比較書を作成する。

第5章 照 査

1. 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2. 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3. 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1)基本条件の確認内容について

(2)比較検討の方法及びその内容について

(3)設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について

(4)計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。)について

(5)計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

1. 提出図書

提出図書の作成にあたり、編集方法・製本形式などについて調査職員と協議すること。

■実施設計業務(詳細設計)

(1) 詳細設計報告書	A4版	2部
(2) 設計図面	A3版	2部
(3) 数量計算書	A4版	2部
(4) 特記仕様書	A4版	2部
(5) 工事設計書	A4版	2部
(6) 上記書類の電子ファイル	CD-R等	1式

第7章 参考図書

1. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書等を参考にして行うものとする。

■実施設計業務(詳細設計)

- (1) 御嵩町の下水道構造標準図
- (2) 御嵩町の下水道設計基準
- (3) 御嵩町の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (5) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (7) 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設耐震計算例―管路施設編(日本下水道協会)
- (10) 下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (12) 水理公式集(土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (14) トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (15) トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (17) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (18) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (19) 道路土工―仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (20) 道路土工―擁壁工指針(日本道路協会)
- (21) 道路土工―カルバート工指針(日本道路協会)
- (22) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (23) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)